



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 東洋電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松尾 昇光  
(コード：6655・名証第 2 部)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 鈴木 庸史  
(TEL：0568-31-4191)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 20 日開催予定の当社第 79 期定株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にすることにより更なるコーポレートガバナンスの向上を図るとともに、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応することを目的として、本日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 職務分担の明確化および経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 14 条（招集権者および議長）および第 24 条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。
- (2) 経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を減少させるべく、現行定款第 20 条（取締役の員数）を変更するものであります。
- (3) 執行役員制度導入に伴い、現行定款第 23 条（代表取締役および役付取締役）から役付取締役を削除するほか所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 13 条 (条文省略)	第 1 条～第 13 条 (現行どおり)

<p>第 14 条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第 14 条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>が招集する。<u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>が議長となる。<u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第 15 条～第 19 条（条文省略）</p>	<p>第 15 条～第 19 条（現行どおり）</p>
<p>第 20 条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>5</u>名以内とする。</p>	<p>第 20 条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>4</u>名以内とする。</p>
<p>第 21 条～第 22 条（条文省略）</p>	<p>第 21 条～第 22 条（現行どおり）</p>
<p>第 23 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 23 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から必要に応じ、会長 1 名を選定することができる。</u></p>
<p>第 24 条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第 24 条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

第 25 条～第 43 条 (条文省略)	第 25 条～第 43 条 (現行どおり)
----------------------	-----------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 30 年 6 月 20 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 30 年 6 月 20 日

以 上